

# 東京都排出量取引セミナー

---

## 総量削減義務と排出量取引制度取引価格の参考気配 について

2022年12月13日

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

## 査定の方法

- 以下の方法により、東京都の総量削減義務と排出量取引制度における取引価格の参考気配を査定

「査定」とは、市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

項目	内容
時期	2022年10月～11月
方法	<ol style="list-style-type: none"><li>① 排出量取引を行い得る制度対象事業者(売り手と買い手の双方)及び仲介事業者を抽出</li><li>② 合計18社に対し、取引意向、取引価格、市場概況等に関するヒアリング調査を実施</li><li>③ ②の調査結果に基づき、「標準的な取引」(詳細は次頁)における価格水準(査定価格)を推定</li></ol>
査定主体	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

## 標準的な取引の条件

- ヒアリング調査から示唆される市況、及び過去の査定等を総合的に考察し、今回の査定においては、以下の条件を標準的な取引の条件と設定

項目	条件
対象クレジット	第二計画期間、及び第三計画期間に発行された以下のクレジット <ul style="list-style-type: none"><li>・ 超過削減量</li><li>・ 再エネクレジット※</li><li>・ 埼玉連携クレジット</li></ul> ※グリーン電力証書を転用する再エネクレジット(その他削減量)に限定
単位数量	第三計画期間の利用において1t-CO <sub>2</sub> と認識される量
査定上の取引ロット	500t-CO <sub>2</sub> 以上 5,000t-CO <sub>2</sub> 未満(相当)
受渡しと決済の時期	約定から30日以内(最短)の単回の取引
取引方法	買い手又は売り手となる制度対象事業者が相対で行う取引

## ヒアリング結果:クレジットの種類

- 買い手は、超過削減量を中心に購入を検討している状況である
- 売り手は、第二計画期間の超過削減量を優先的に販売する意向である

### 取引を想定するクレジットの種類

- 購入するクレジットの種類は、超過削減量が中心となっている。但し、超過削減量よりもその他のクレジットが安価な場合は、その他のクレジットの購入も検討する意向である。
- 売却するクレジットの種類は、超過削減量が中心であり、特に第二計画期間の超過削減量を優先的に販売する意向である。再エネクレジットを含むその他のクレジットの売却の動きはほとんど見られない。

## ヒアリング結果：買い手の状況①

- 2022年1月末に第二計画期間の整理期間が終了したところであり、第三計画期間の義務履行に向けたクレジット購入に向けた動きは顕在化していない

### 買い手の状況①

- 第三計画期間の中間年度であることから多くの対象事業者は取引動向を静観している状況。今期の排出量が確定し、整理期間(2025年4月～2026年9月)に入ってから、クレジット購入に向けた動きが本格化するとみられる。そのため現時点での需要はまだ低い。
- 一方、大規模な買い手を中心に、参考見積りの依頼、社内手続き等、義務履行に向けた準備に着手する動きも見られる。

## ヒアリング結果：買い手の状況②

- 現在の購入ニーズは比較的大規模なものが多い
- 購入先の決定においては、価格の安さを優先する傾向にある

### 買い手の状況②

- 現時点での購入希望量は数千トン単位または数万トン単位と大規模であることが多い。
- 購入先の決定においては、価格の安さを優先する傾向にある。また、価格の妥当性を証明するために、複数社から見積りを取る事業者も存在する。
- 一方で、価格の安さより、手続きの簡便さや取引相手との関係性を重視して購入先を決定する事業者も一定数存在する。
- 最新の東京都査定価格(2022年2月)を参照して検討に入る買い手が多い。

## ヒアリング結果：売り手の状況

- 売り手は、東京都公表の最新の査定価格（2022年2月）を主な指標としつつ、それよりも高値で売却することを希望している

### 売り手の状況

- 第二計画期間のクレジットに関しては、失効前（第三計画期間履行期限である2026年9月末まで）に売却することを検討している事業者が多い。
- 第三計画期間のクレジットに関しては、売却よりも第四計画期間へのバンキングを選ぶ事業者が多い。
- 東京都の公表する最新の査定価格（2022年2月）を中心とした価格情報を指標としつつ、より高値（例：省エネ投資額や低炭素電力の再エネ価値分を回収できる価格）で売却することを希望している。東京都の査定価格のほか、他社の販売価格動向も価格設定に影響を及ぼす可能性がある。
- クレジットの売却の際は手続き費用や人件費等が発生するため、経営判断として一定価格に満たない場合は売却を行わない可能性がある。

## 価格考察: 超過削減量

- 第二計画期間の超過削減量の取引を対象とし、東京都公表の最新の査定価格を出発点・指標とした価格協議が行われるとみられる
- 買い行動が抑え気味であることに加え、現在の買い手の購入希望量が数千トン単位または数万トン単位と比較的大規模なものが多いことが、1トン当たりの価格が抑えられる一因となっている
  - ※一般的に、取引量が多い場合は低い価格が設定され、取引量が少ない場合は高い価格が設定される
- 一方、売り手は、他社の販売価格動向等も参照しつつ、査定価格よりも高値での売却を希望している。また、売り手にとっての想定最低価格(査定価格の下限等)や、超過削減量の売却に関わる手続き費用等を踏まえた経営判断により、価格が下支えされ则认为られる
- 今後、整理期間(2025年4月～2026年9月)が近づくにつれ、義務履行に向けて取引を活用する事業者が増え、需要が顕在化すると見込まれるほか、小規模な取引を希望する事業者も増えると考えられる。したがって、将来的には価格が上昇する可能性がある



## 価格考察:再エネクレジット

- 再エネクレジットについて、グリーン電力証書を変換してクレジットにしたものが多く、このもととなる証書の価格帯を念頭に取引価格が決まる傾向にある。但し、再エネクレジットの売却・購入を希望する事業者はわずかである
- グリーン電力証書については、温対法などの国の制度への対応や各種イニシアチブ（CDP、RE100、SBT等）における報告など、都制度外における需要が引き続きある。グリーン電力証書の販売価格が低下しており、それに伴い再エネクレジットの価格もやや低下している

## 査定結果

- 東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度におけるクレジット価格の査定値（2022年11月時点）

クレジット	査定価格帯	(参考) 2022年2月時点の査定価格帯
超過削減量 (第二計画期間発行分)	200～1,100 円/tCO <sub>2</sub>	200～1,000 円 円/tCO <sub>2</sub>
再エネクレジット	4,100～6,100 円/tCO <sub>2</sub>	5,000～6,000円 /tCO <sub>2</sub>

### 【留意点】

- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの
- ✓ ここで示す査定価格は前述の標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、実際の取引価格は、取引形態、特に取引ロットの大小によって、ここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある  
※ヒアリングを行った標準的な取引のロットは、500～5,000t-CO<sub>2</sub>
- ✓ 再エネクレジットの査定価格は、主にグリーン電力証書の参考価格等から推計

# これまでの査定価格の推移

## 超過削減量および再エネクレジットの価格推移（円/t-CO<sub>2</sub>）

